桑名市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年4月1日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市規則第27号

桑名市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則

桑名市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則(平成27年桑名市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「介護予防・日常生活支援総合事業」の次に「(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」 という。) 」を加える。

第3条第1号ア中「(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)」を削り、同号ク中「健康・ケア教室」の次に「送迎加算」を加え、同号中コを削り、サをコとし、シをサとし、スをシとする。

第4条の見出し中「委託等」を「事業の実施方法」に改め、同条第1項中「前条」を「法第115条の47に定めるところにより、前条各号」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「委託を受けた法人等」の次に「及び前項の規定により指定を受けた法人等」を加え、「その事業」を「委託又は指定を受けた事業」に、「するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしては」を「しなければ」に改め、同項後段を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、法第115条の45の3に定めるところにより、前条第1号に掲げる事業の一部を居宅要支援 被保険者等が、市長が指定する者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第 1号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第1号事業に要した費 用について、第1号事業支給費を支給することにより行うことができる。 第4条に次の1項を加える。
- 4 実施法人等は、その委託又は指定を受けた事業の実施に当たり、当該事業に従事する者又は当該 事業に従事する者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよ う、必要な措置を講じなければならない。

第5条各号列記以外の部分中「第3条」の次に「各号」を加え、同条第2号中「あたって」を「あって」に改める。

第11条を第14条とし、同条の前に次の2条を加える。

(第1号事業支給費の請求)

第12条 市は、第4条第2項の規定による第1号事業支給費の支給によって事業を行うときは、法 第115条の45の3第5項の規定による審査及び支払に関する事務を三重県国民健康保険団体連合会 (以下「連合会」という。)に委託するものとし、同項の第1号事業支給費の請求は連合会に行う ものとする。

(返環)

第13条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、偽りその他不正の手段により、 市から金銭の支払を受けた者があるときは、当該支払を受けた額の全部又は一部の返還を命ずるこ とができる。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(事業に係る費用の支給限度額)

- 第9条 第4条第2項に規定する第1号事業支給費(第3条第1号ア、ウ、カ又はケに掲げる事業に係る第1号事業支給費に限る。以下この条において「第1号事業支給費」という。)の額の限度額は、法第55条第1項の規定の例によるものとする。
- 2 前項の規定を施行規則第140条の62の4第2号に該当することによって対象者となった者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数とする。ただし、市長が必要と認める場合は、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数を同号口に規定する単位数を上限として別に定めることができる。
- 3 居宅要支援被保険者が第3条第1号ア、ウ、カ又はケに掲げる事業及び介護予防サービス等(介

護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この条において同じ。)を利用するときは、第1号事業支給費の額及び介護予防サービス等の支給額の合計額は、第1項の限度額を超えることができない。

- 4 第1項の規定により合計額を算定するに当たっては、当該合計額から次に掲げるところにより算定した費用の額の合計額を控除するものとする。
 - (1) 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)別表単位数表の訪問型サービス費のイ及びロの注8から11まで及びつからチまでの規定による加算又は減算に係る費用の額
 - (2) 桑名市総合事業通所介護サービス(通所型サービスA)事業実施要綱(令和6年桑名市告示第 119号)別表単位数表の総合事業通所介護サービス費のク及びセからツまでの規定による加算に係る費用の額
 - (3) 桑名市いきいき訪問(訪問型サービスC)事業実施要綱(令和6年桑名市告示第148号)別表単位数表のいきいき訪問費のアの規定による費用の額
- 5 第3項の規定により合計額を算定するに当たっては、当該合計額から施行規則第87条第3項の規 定により算定した費用の額の合計額を控除するほか、前項各号に掲げる費用の額の合計額を控除す るものとする。

別表第1中「

別衣!	第Ⅰ 屮 □	
介護予	総合事業訪問介護サービス	旧介護予防訪問介護の基準と同等の基準によるサービス
防・生	(旧介護予防訪問介護に相当	
活支援	する訪問型サービス)	
サービ	えぷろんサービス	日常生活支援を必要とする者に対し、その居宅等において、
ス事業	(訪問型サービスB)	掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し等の日常生活の
		支援並びに外出支援及び話し相手等を行うサービス
	いきいき訪問	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える者に対し、
	(訪問型サービスC)	リハビリテーション専門職が居宅等を訪問し、アセスメント及
		びモニタリングを実施しながら、自立した日常生活を営むため
		の機能向上に資する助言、指導及び環境調整等を行う短期集中
		予防サービス
	栄養いきいき訪問	栄養に関するリスクを抱える者に対し、管理栄養士による訪
	(訪問型サービスC)	問栄養食事指導を行う短期集中予防サービス
	「通いの場」応援隊	移動支援が必要な者に対し、その居宅とシルバーサロン又は
	(訪問型サービスD)	健康・ケア教室との間で、介護支援ボランティアによる移動支
		援を行うサービス
	総合事業通所介護サービス	旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る
	(通所型サービスA)	基準よりも緩和した基準によるサービス
	シルバーサロン	地域住民等との交流を要する者又は希望する者に対し、地区
	(通所型サービスB)	社会福祉協議会等が、その居住地域の通いの場において、茶話、
		体操、レクリエーション及び認知症予防等を行うサービス
	健康・ケア教室	健康保持等支援を必要とする者又は希望する者に対し、ボラ
	(通所型サービスB)	ンティアと協働しながら、医療機関、介護事業所等が、その空
		きスペース等を活用し、健康相談、運動、栄養、口腔及び認知
		等に関する介護予防教室を開催するサービス
	くらしいきいき教室	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える者に対し、
	(通所型サービスC)	リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリング
		に関与しながら、送迎を伴う通所による機能回復訓練等及び訪
		問による生活環境調整等を一体的に組み合わせて行う短期集
		中予防サービス
	ささえあい支援事業	日常生活における支援を必要とする者又は希望する者に対
		し、地域住民主体のゴミ出し、買い物、調理、掃除、電球交換、

	雪かき、配食等日常生活上の困りごとの支援を行うサービス
介護予防ケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業を利用する対象者にケアマ
	ネジメントを実施するサービス
高額介護予防サービス費相当	当 法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当
事業	する事業
高額医療合算介護予防サー	三 法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費
ス費相当事業	の支給に相当する事業

」を	Γ	
介護予	総合事業訪問介護サービス	旧介護予防訪問介護(地域における医療及び介護の総合的な
防・生	(旧介護予防訪問介護に相当	確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26
活支援	する訪問型サービス)	年法律第83号) 第5条による改正前の介護保険法(以下「旧法」
サービ		という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をい
ス事業		う。)の基準と同等の基準によるサービス
	えぷろんサービス	日常生活支援を必要とする者に対し、その居宅等において、
	(訪問型サービスB)	掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し等の日常生活の
		支援並びに外出支援及び話し相手等を行うサービス
	いきいき訪問	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える者に対し、
	(訪問型サービスC)	理学療法士等が居宅等を訪問し、アセスメント及びモニタリン
		グを実施しながら、自立した日常生活を営むための機能向上に
		資する助言、指導並びに環境調整等及び介護支援専門員等が行
		うアセスメントへの支援を行う短期集中予防サービス
	栄養いきいき訪問	栄養に関するリスクを抱える者に対し、管理栄養士による訪
	(訪問型サービスC)	問栄養食事指導を行う短期集中予防サービス
	「通いの場」応援隊	移動支援が必要な者に対し、その居宅とシルバーサロン又は
	(訪問型サービスD)	健康・ケア教室との間で、介護支援ボランティアによる移動支
		援を行うサービス
	総合事業通所介護サービス	旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る
	(通所型サービスA)	基準よりも緩和した基準によるサービス
	シルバーサロン	地域住民等との交流を要する者又は希望する者に対し、地区
	(通所型サービスB)	社会福祉協議会等が、その居住地域の通いの場において、茶話、
		体操、レクリエーション及び認知症予防等を行うサービス
	健康・ケア教室送迎加算	健康保持等支援を必要とする者又は希望する者に対し、ボラ
	(通所型サービスB)	ンティアと協働しながら、医療機関、介護事業所等が、その空
		きスペース等を活用し、健康相談、運動、栄養、口腔及び認知
		等に関する介護予防教室を開催するサービス(以下「健康・ケ
		ア教室」という。)を提供する拠点への送迎及び健康・ケア教
		室の提供を行うサービス
	くらしいきいき教室	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える者に対し、
	(通所型サービスC)	リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリング
		に関与しながら、その者をサービスの拠点に送迎して行う機能
		回復訓練等及びその者の居宅に訪問して行う生活環境調整等
		を一体的に組み合わせて行う短期集中予防サービス
	介護予防ケアマネジメント	第5条第1号に規定する対象者(法第58条第1項に規定する)
		指定介護予防支援又は法第59条第1項の規定による特例介護
		予防サービス計画費の支給に係る介護予防支援を受けている は 170 cm 2 cm
		者を除く。)の介護予防を目的として、その心身の状況、その
		置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、
		介護予防・生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的
		かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

高額介護予防サービス費相当	法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当	İ
事業	する事業	
高額医療合算介護予防サービ	法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費	
ス費相当事業	の支給に相当する事業	

」に改め、同表一般介護予防事業の部中「高齢になっても、」を「健康・ケア教室その他高齢になっても、」に、「及び」を「、」に改め、「介護支援ボランティア制度」の次に「及び住民主体の自主活動として日常生活における多様な困りごとを支援するささえあい支援事業」を加え、「、事業所いきいきプログラム」を削る。

別表第2介護予防・生活支援サービス事業の部いきいき訪問の項及び栄養いきいき訪問の項中「1 割」の次に「。ただし、初回の利用を除く。」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。